

目次

○告示

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 44 条の 3 第 2 項及び別表第 17 に規定する知事が定める測定の方法の一部改正（環境農政・大気水質課）

神奈川県告示第 号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 44 条の 3 第 2 項及び別表第 17 に規定する知事が定める測定の方法（令和 3 年神奈川県告示第 472 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和 4 年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

2 試料の捕集方法の項中「100 以上」を「50 以上」に、「100 の」を「50 以上の」に改める。

4 位相差顕微鏡法の項及び 6 位相差・偏光顕微鏡法の項中「0.65」を「0.75」に改める。